

# (仮称) 前橋市こども計画の素案について

---

## 【資料項目】

1. 計画の構成
2. 総論 (第1章～4章)
3. 各論 (第5章)
4. 今後の進め方 (策定スケジュール)

# 1. 計画の構成

## 前橋市こども計画

### 【本編】

#### 前橋市こども計画

##### 【総論】

- 第1章 前橋市こども計画について
- 第2章 前橋市の現状
- 第3章 前橋市が目指す姿
- 第4章 計画の推進

##### 【各論】

- 第5章 基本目標に基づく施策の展開

##### 基本目標 1

##### 施策の柱 1

- 現状と課題
- 関連データ
- 施策の方向性
- 具体的な取組**

##### 施策の柱 2

⋮  
⋮  
⋮

##### 【資料編】

### 【別冊 1】

#### 事業実施計画

- ※ 事業の一覧・説明
- ※ 毎年更新予定

### 【別冊 2】

#### 施設整備計画

- ※ 事業の一覧・説明
- ※ こども・子育て支援事業債を活用

### 【別冊 3】

第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画

- ※ 策定済み  
(R7.4～開始)

◇ ページ数の想定（素案時点）

- 本編 約80ページ
- 別冊 1 約15ページ
- 別冊 2 2ページ
- 別冊 3 91ページ

素案

### 前橋市こども計画

サブタイトルとして、ワークショップで提案された名称案を入れる予定

見やすいデザインの検討

前橋市

第1章 前橋市こども計画について	
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象	7
第2章 前橋市の現状	
1 人口動態	9
2 こども・若者をめぐる状況	12
3 こども施策の取組状況	15
第3章 前橋市が目指す姿	
1 こども・若者の願い	17
2 基本理念	23
■基本理念 全てのこどもが夢や希望を持ち、笑顔で自分らしく育つことができる、みんなが幸せなまちをつくる	
3 基本目標	23
第4章 計画の推進	
1 施策体系	25
2 推進体制	26
3 進捗状況の管理	27
第5章 基本目標に基づく施策の展開	
1 施策の展開	29
■基本目標1 こどもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現	
■施策の柱1 こどもの権利の普及促進	30
■施策の柱2 こどもの意見表明と社会参加の促進	33
■基本目標2 こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現	
■施策の柱1 ライフステージ共通の支援	36
■施策の柱2 こども・若者への支援	41
■施策の柱3 子育て当事者への支援	45
■施策の柱4 こども・若者や家族の状況に応じた支援	51
■基本目標3 こどもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなで作くり、市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現	
■施策の柱1 保育・教育現場の取組	56
■施策の柱2 官民連携・協働	59
■施策の柱3 地域での活動	60
■施策の柱4 安全・安心に成長できる環境の整備	63
■施策の柱5 こどもの居場所づくり	66
■施策の柱6 相談体制の充実	69
2 成果指標と目標値	73

### 総論

(第1章～4章)

### 各論

(第5章)

本編には現状と課題、施策の方向性などを掲載し、別冊に具体的な取組、事業等を掲載

### 第1章

#### 前橋市こども計画について

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

#### ～「こども」の表記について～

この計画では、こども基本法と同じく、原則ひらがな表記の「こども」を使用しています。ただし、法令等で定められている場合や、固有名詞を用いる場合、他の語との関係でひらがな表記以外を使用することが適当と判断される場合は「子供」、「子ども」、「児童」などを使用しています。

「こども」の表記についての説明

# 2. 総論(第1章 前橋市こども計画について)

## 第1章

### 1 計画策定の背景・趣旨

- (人口、出生数の減少)
- 日本の人口は2008年(平成20年)をピークに減少が始まり、同年の1億2,808万人から2024年(令和6年)の1億2,380万人へと、この16年間で400万人以上減少しました。
- 人口減少の主要因は少子化で、出生数は最も多かった1949年(昭和24年)には約270万人、第2次ベビーブームの1973年(昭和48年)には約209万人でしたが、直近の2024年(令和6年)には約68万人と大きく減少しています。同年の合計特殊出生率も1.15と過去最低を記録して、日本の人口減少は加速しています。



- (近年のこども・若者を取り巻く環境)
- 人口の減少が進む中、家族の構成やライフスタイルも変化してきています。人口が減少している一方で、世帯数は増え続けていて、これは一世帯あたりの家族の人数が減っていることを意味しています。2004年(平成16年)には1世帯あたりの平均人数が2.72人でしたが、2024年(令和6年)は2.20人となり、以前に比べて3世代で暮らす世帯が大きく減少し、単身の世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。
- また、こどものいる世帯では、夫婦がともに働きながら子育てを行う人も増え、多忙な生活を送る中で家族で一緒に過ごす時間や、地域とのつながりを持つ機会が減っています。一方で、携帯電話やインターネットがより低年齢のこどもにも普及し、SNSやゲームを通じて人とつながることや情報を得ることなど、コミュニケーションの方法も大きく変化してきています。
- 家庭や社会の環境が大きく変化している中、こどもや若者の間では、いじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待、貧困などの困難な状況を抱える人が増えています。さらに、近年ではこどもが家庭の事情から、家事や親の世話を日常的に行うヤングケアラーも新たな社会問題として取り上げられています。



## 第1章

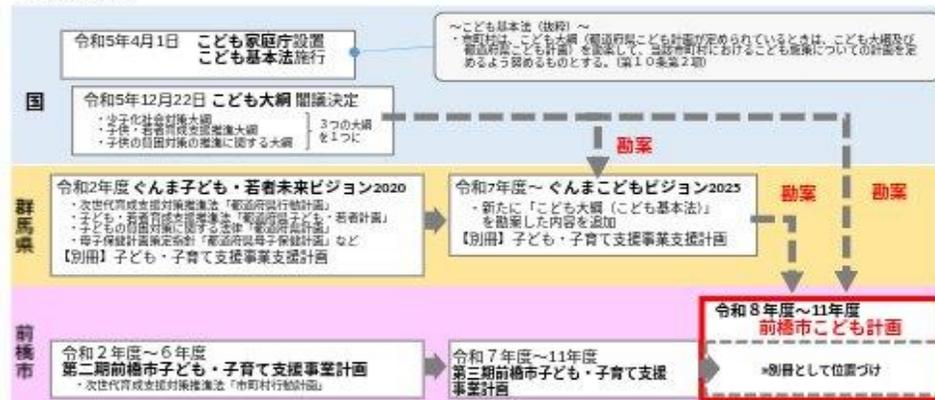
### こども大綱、ぐんまこどもビジョン2025の策定

- (国・県の動向)
- こどもや若者を取り巻く環境が大きく変化中、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、政府全体のこども施策を強力に進めるための司令塔として、2023年(令和5年)4月1日にこども家庭庁が創設されました。
- さらに同日、全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体でこども施策に取り組むことができるよう、基本理念や基本となる事項を定めるなど、こども施策を総合的に推進していくことを目的として、「こども基本法」が施行されました。
- こども基本法に基づいて、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針、重要事項やこども施策を推進するために必要な事項を定めた「こども大綱」が策定されました。こども大綱では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策の推進に関する大綱」の3つの大綱が1つに束ねられるとともに、こどもの権利保障やウェルビーイングの実現に向けた施策を包括的に示し、総合的かつ一体的にこども施策を進めています。
- こども基本法第10条では、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を策定すること、また、市町村はこども大綱、都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を策定するように努めることが定められています。群馬県ではこれまでの、こども・若者を巡る課題を一体的・効果的に解決するために策定された「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」に代わり、こども大綱を踏まえ、こどもの権利をより重視した「ぐんまこどもビジョン2025」を策定し、令和7年4月から計画が開始しました。

### 前橋市こども計画の策定

- (前橋市の考え)
- これまで本市では、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実などについて「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定して各取組を進めてきました。この計画では、「こどもの最善の利益が実現するまちを目指します」を基本理念に掲げ、法定の内容に加えて、母子保健や児童虐待の防止、仕事と家庭生活との両立の推進など、幅広い施策を盛り込み、本市のこども施策の中心的な計画としてきました。
- 本市では、近年のこどもや若者を取り巻く環境の変化や国、県の動向を踏まえて、これまで以上にこども施策を強力に、総合的に推進し、本市の全てのこども・若者が笑顔で自分らしく、幸せに育つことができる市を実現するために、令和7年4月に計画が開始されている「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、新しく「前橋市こども計画」を策定しました。

### ○国、県の動き



- 人口・出生数の減少
- ↓
- こども・若者の環境が変化
- ↓
- 国・県の動向・対策
  - ・こども基本法
  - ・こども大綱
  - ・ぐんまこどもビジョン2025
- ↓
- 前橋市こども計画の策定

## 第1章

### 2 計画の位置づけ

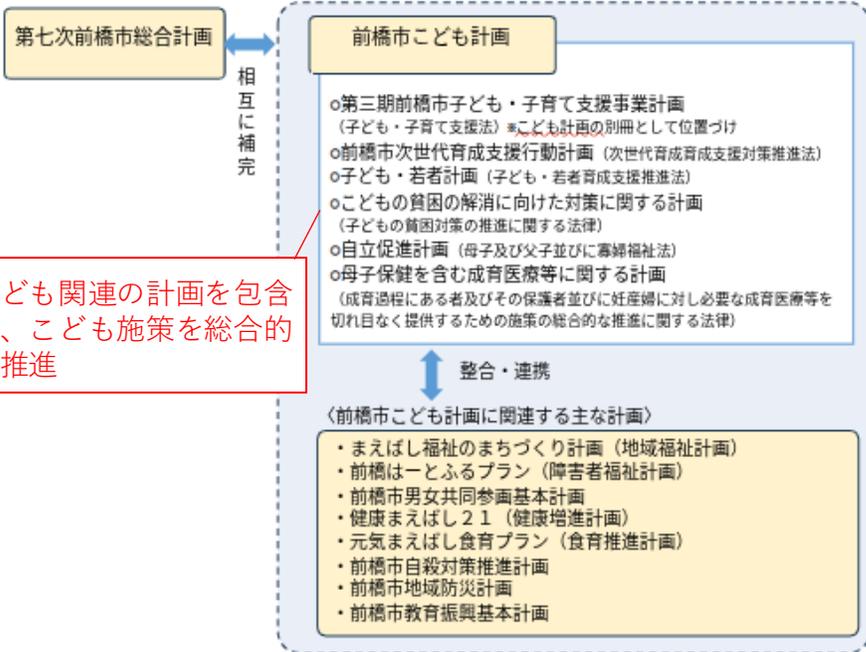
(計画の法的根拠、一体化する計画)

- 「前橋市子ども計画」は子ども基本法第10条第2項に規定された市町村子ども計画として、本市の子ども施策を総合的に推進するための計画として策定しました。
- また、「前橋市子ども計画」は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」と一体の計画としています。
- さらに、子ども基本法第10条第2項では、市町村が作成する子ども計画は子ども大綱及び都道府県子ども計画を勘案して作成するよう努めるものとされているため、本市の子ども計画は「子ども大綱」及び「くまこどもビジョン2025」の内容を勘案して作成しています。

(市の関連計画)

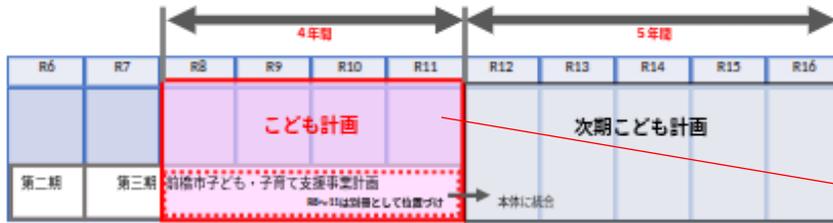
- 「前橋市子ども計画」は本市の将来都市像を示す「第七次前橋市総合計画」の子ども分野の個別計画とし、相互に補完し合う計画として位置づけます。
- また、その他にも本市で策定している、子どもや若者、子育て当事者などに関連する計画とも整合を図りながら、連携して取組を進めていきます。

○計画の位置づけ 第七次前橋市総合計画の個別計画



子ども関連の計画を包含し、子ども施策を総合的に推進

○計画の期間

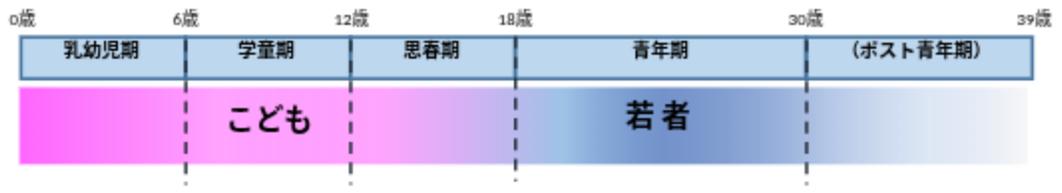


第一期計画は4年間 (R8~11)

前橋市子ども基本条例 (令和8年4月1日施行)

~条例の目的~  
第1条 この条例は、子どもの権利を保障するための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現することを目的とします。

○ライフステージの区分



子ども：おおむね18歳未満  
若者：おおむね18歳からおおむね30歳未満

○子ども・若者の区分と説明

区分	説明	
子ども	乳幼児期	義務教育年齢に達するまで
	学童期	小学生年代
	思春期	中学生からおおむね18歳まで
若者	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満まで
		※ポスト青年期は青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

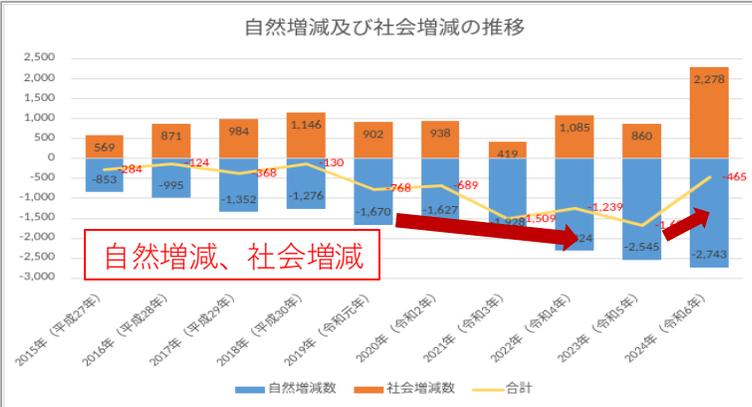
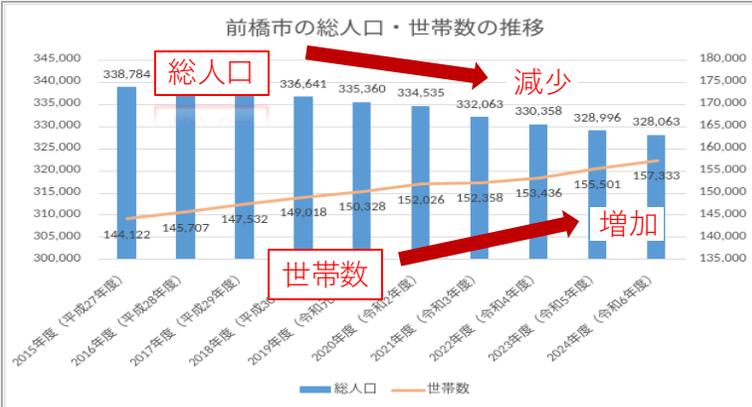
子ども大綱におけるライフステージの区分についての説明を追加

第2章  
前橋市の現状

- 1 人口動態
- 2 こども・若者をめぐる状況
- 3 こども施策の状況

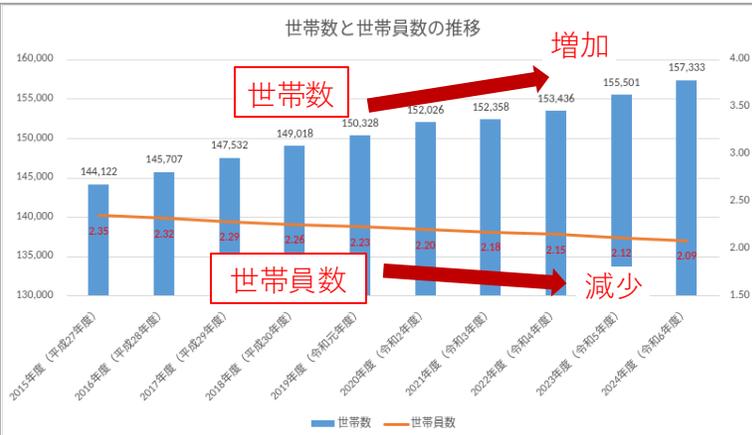
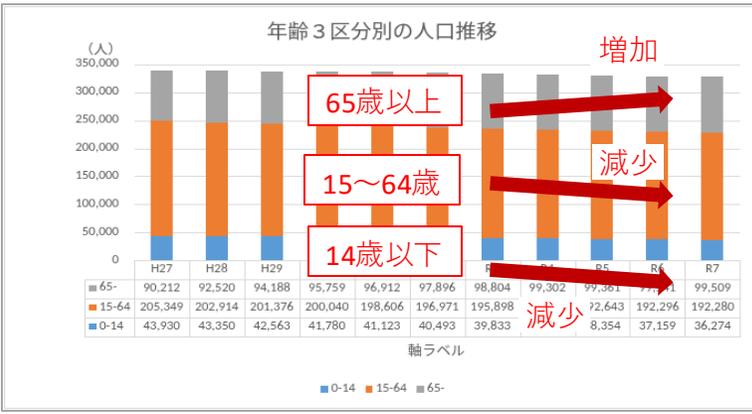
- 1 人口動態
- 2 こども・若者をめぐる状況
- 3 こども施策の状況

# 2. 総論(第2章 前橋市の現状)



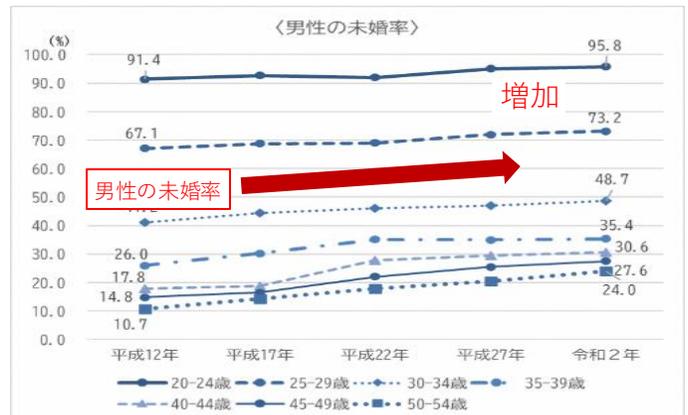
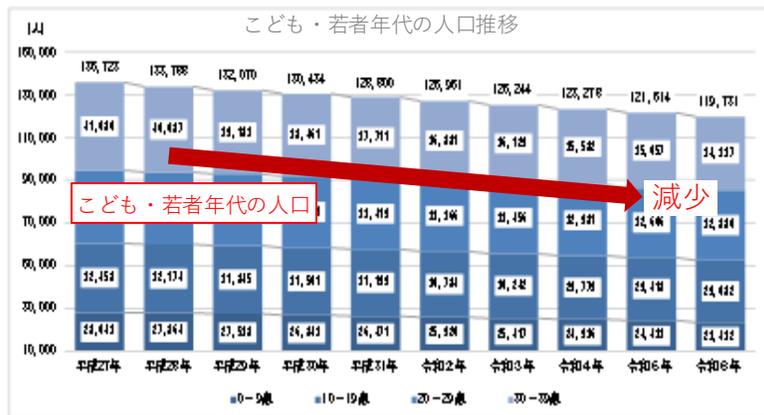
○人口動態  
(特徴)

- ・総人口の減少が加速
- ・世帯規模の縮小
- ・自然減は拡大しているが、社会増がR 6年は大きく増加
- ・外国人の人口は増加、特に若い世代が増加している



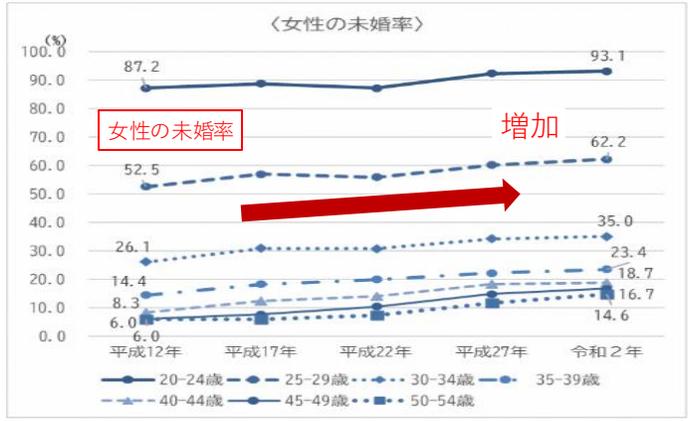
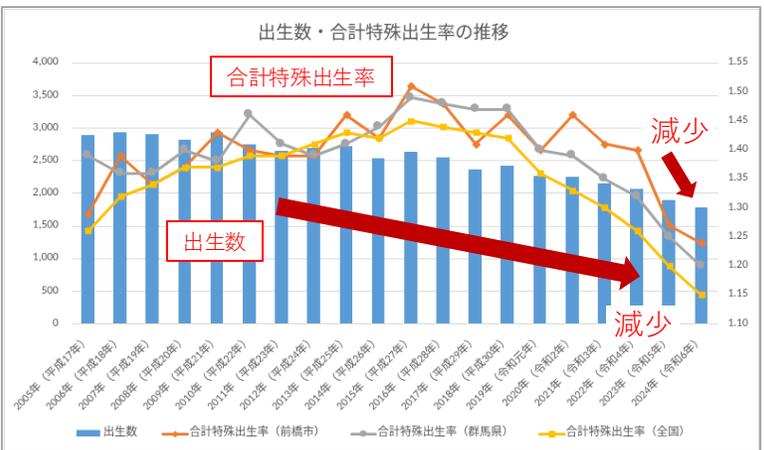
【出典】  
 ・前橋市住民基本台帳(各年3月末日現在)  
 (市の総人口と世帯数の推移、市の年齢3区分別人口の推移、市の世帯数と世帯員数の推移、市の人口の社会増減、自然増減の推移)  
 ・群馬県統計情報提供システム(住民基本台帳)(各年1月1日現在)  
 (外国人人口の推移)

# 2. 総論(第2章 前橋市の現状)

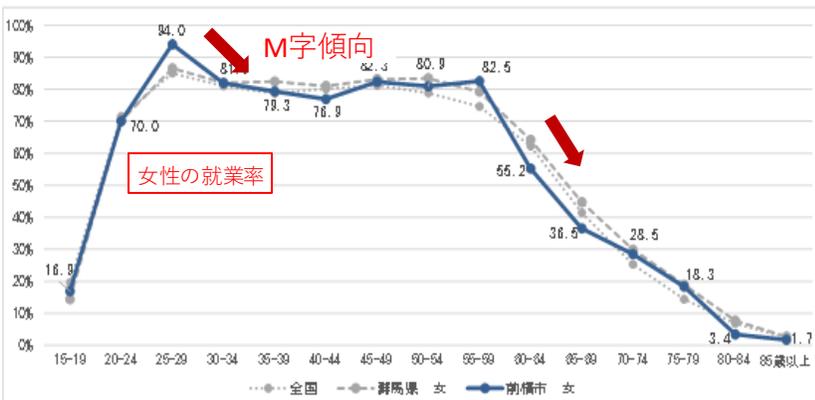
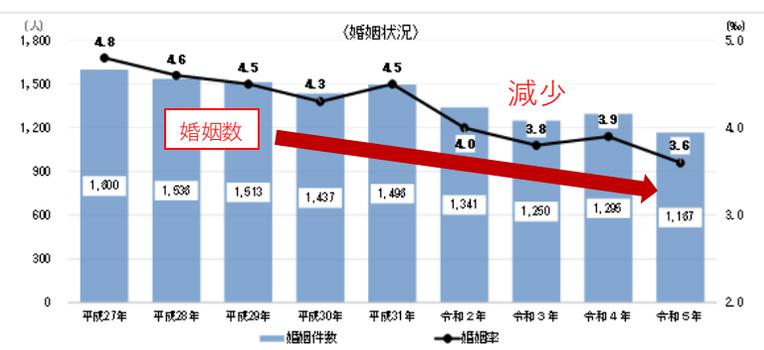


○こども・若者をめぐる状況  
(特徴)

- ・こども・若者年代の人口の減少が続いている
- ・合計特殊出生率、出生率ともに減少が加速している
- ・婚姻数の減少、男女ともに未婚率が上昇
- ・女性の就業率は20代の就業率が高いが、結婚や出産を期に退職する人が全国、群馬県平均に比べて多い



※貧困、ひとり親、いじめ、不登校などのデータを追加予定。



【出典】

- ・群馬県統計情報提供システム(住民基本台帳)(各年1月1日現在)
- ・国勢調査(未婚率の推移)
- ・令和4年就業構造基本調査(女性の有業率)
- ・人口動態統計(出生数・合計特殊出生率の推移、婚姻の推移)

### 第3章

#### 前橋市が目指す姿

- 1 こども・若者の願い
- 2 基本理念
- 3 基本目標

- 1 こども・若者の願い
- 2 基本理念
- 3 基本目標

## ◎意見聴取の実施状況

### ワークショップ

令和6年度	8月25日	小中学生向けワークショップ「みんなで考えよう！こどもの権利」
	9月16日	高校生ワークショップ「みんなで話そう！こどもの権利」
	3月16日	性教育講演会での小中学生向けワークショップ「こどもの権利って何だろう？」
令和7年度	5月24日	～6月14日(全4回) 高校生ワークショップ「こども基本条例前文検討ワークショップ」
	8月24日	小中学生向け「まえばしこどもワークショップ～こどもの笑顔があふれるまちって、どんなまち？～」
	10月4日	児童養護施設でのアウトリニ型ワークショップ(中学生向け)

### タウンミーティング

令和6年度	8月17日	高校生タウンミーティング「前橋の未来について考えよう！」
	10月26日	みんなで考える！前橋のこども子育て
	10月28日	社会で支え合う子育て
	12月14日	みんなで考えよう！こどもの主体性～思春期のこどもとの関わり方～

### その他

令和6年度	7月4日	こどもまんなかアクションリレーシンポジウムin前橋
	10月31日～12月6日	少子化対策等に関する市民アンケート調査
	2月27日	前橋市立前橋特別支援学校 教職員アンケート(対面)
	2月20日～3月7日	教育支援教室 アンケート

### 《ワークショップ等における主なこども・若者の声》

- 高校生タウンミーティング「前橋の未来について考えよう！」(R6.8.17)
  - ・子育てに悩む親が相談したり話し合って悩みを解決できるようなイベントを開催してほしい。
  - ・男性の育児休暇取得率を日本一にする。
- 小中学生ワークショップ「みんなで考えよう！こどもの権利」(R6.8.25)
  - ・人権、権利があるからこそ当たり前だと思った生活ができる。
- 高校生ワークショップ「みんなで話そう！こどもの権利」(R6.9.16)
  - ・親としての責務を果たし、こどもを愛すること、こどもを一人の人間として扱って対話をしてほしい。
  - ・こどもの行動範囲を広げ自立を促してほしい、その過程を社会全体で見守ってほしい。
- 前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査 (R6.10~12)
  - ・自分の気持ちや意見を素直に積極的に言える環境を作る。
  - ・自転車に乗れたりボール遊びなどスポーツがもつできる公園がほしい。
- こども基本条例前文検討ワークショップ (R7.3.24~6.14)
  - ※グループごとに検討した望む社会
    - ・私たちこどもは、自分の個性や強みを見つけて夢や希望を持って大人になれる社会を望んでいます。そのために、私たちは様々なチャレンジの中で意見を主張したり他者と話したりして、自分への理解を深める必要があります。そして大人は、私たちが挑戦することを最大限に応援して、私たちこどもの憧れの存在になってください。
    - ・私たちこどもはやりたいたいことになんでも挑戦する気持ちを持っています。大人は私たちに常に否定せずに周りの大人に応援されたいです。また、私たちは安心してできるような社会をつくってほしいです。
    - ・私たちこどもは「困っているこどもが安心してできる社会」を望みます。そのために、私たちは互いに寄り添い助け合います。そして大人には、こどもの権利が守られる社会体制を望んでいます。
    - ・私たちこどもたちは、生まれながらに愛され、自分の意見を伝える権利を持っています。また、この社会で成長し、明るい前橋市となることを願っています。そして、私たちこどもはこの条例や定められた思いを深く理解し、私たち自身から、おとなたちと共に行動していくことを望みます。

## 小中学生ワークショップ「みんなで考えよう！こどもの権利」

## 第3章

- 日時 令和6年8月25日(日) 9:00~12:00
- 会場 前橋市保健センター
- 対象 市内在住の小学5年生~中学3年生
- 参加者 19人(小学5年生2人、小学6年生8人、中学1年生7人、中学2年生1人、中学3年生1人)
- 若者委員 7人(こどものまち前橋若者会議 大学生委員)



### Aグループ

- 大切だと思う権利
  - ①生きる権利：ご飯を食べないと生きられない
  - ②育つ権利：起きて寝ないと生きられない
- 「そうなんだ」と思った権利  
当たり前なのが実は権利だった。
- 疑問に感じたこと  
義務と権利って何が違うのか。
- これからどうしたいか
  - ・差別をしない。
  - ・もっている環境を大切にする。



計画の策定に向けて実施してきたワークショップの様子や、こどもたちから出された意見を紹介

### (実施状況)

- ワークショップ 6回(小中学生3回、高校生2回、児童養護施設)
- シンポジウム 1回
- タウンミーティング 4回
- アンケート調査 3回(市民約23,000人を対象)

## 第3章

本計画では、計画を通じて実現を目指す前橋市の姿を「基本理念」として定めます。さらに、基本理念を達成するために必要となる具体的な施策につなげる3つの「基本目標」を定めて、施策を推進していきます。

### 2 基本理念

●本計画で実現を目指す本市の未来の姿を、次のとおり計画の基本理念として掲げます。

全ての子どもが夢や希望を持ち、笑顔で自分らしく育つことができる、みんなが幸せなまちをつくる

- 子どもは社会を元気にする原動力であり、未来を担う大切な存在です。子どもが生まれながらに持つ基本的人権(子どもの権利)を保障し、誰も取り残すこと無く、全ての子どもが幸せに育つことができる「子どもの笑顔があふれるまち」の実現を目指します。
- 基本理念に掲げた市の姿を実現するには、行政による子どもや若者、子育て当事者への直接的な支援だけではなく、地域や事業者など社会全体で、子どもや若者の活動や成長、子育てしている家庭へのサポートが行えるよう環境整備を行い、市全体への好循環につなげます。

### 3 基本目標

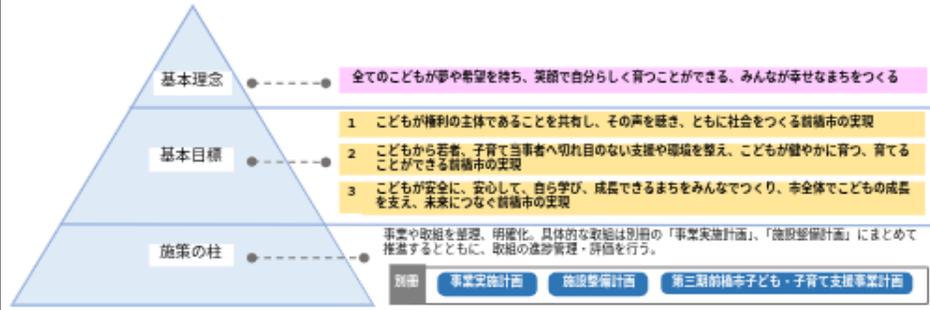
●基本理念の実現に向けて、具体的な施策につなげるための目標を「基本目標」として次のとおり定めます。さらに、この3つの「基本目標」の下には「施策の柱」を定めて事業や取組を整理、明確化します。

**基本目標1 (子どもの権利保障)**  
 子どもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現

**基本目標2 (支援の充実)**  
 子どもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、子どもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

**基本目標3 (社会全体の取組)**  
 子どもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、市全体で子どもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

○前橋市子ども計画の構成



- 基本理念
- ↓
- 3つの基本目標
- ↓
- 12の施策の柱

小中学生向けワークショップでの意見を踏まえて決定 (骨子から変更有)



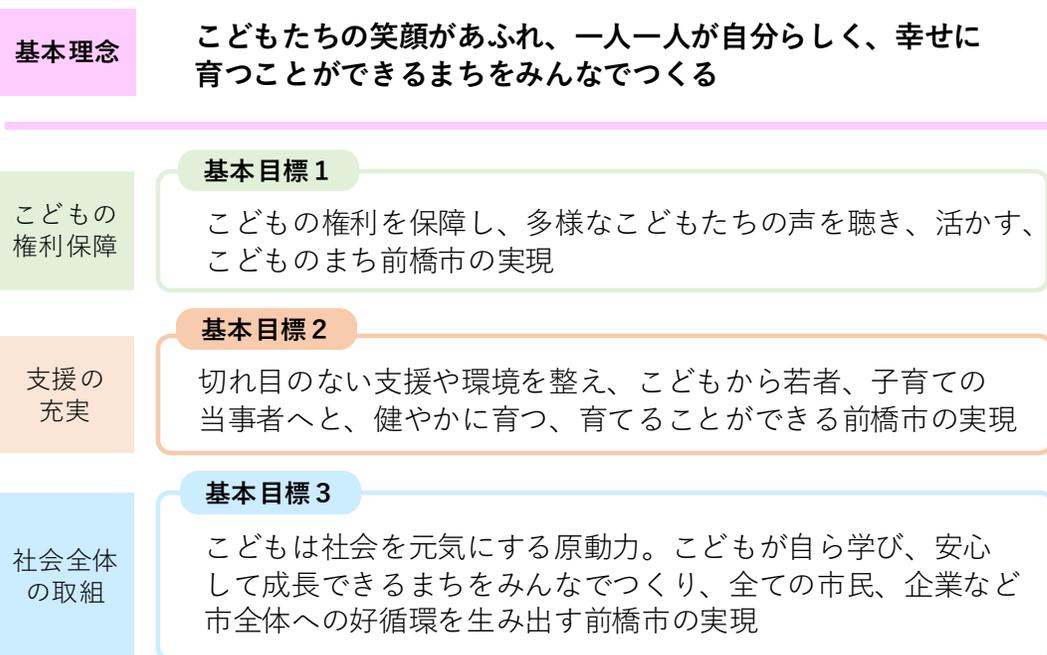
開催日：令和7年8月24日  
 参加者：小学生8名、中学生3名



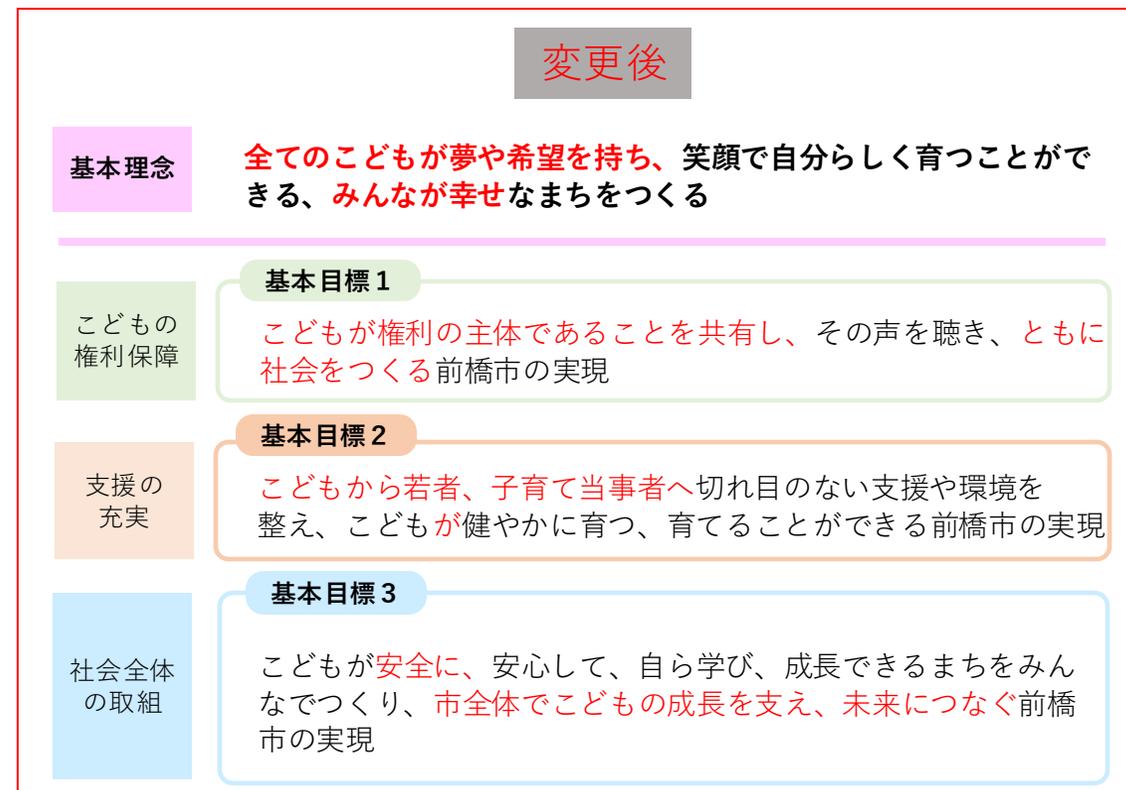
○ワークショップでの主な意見

質問	こどもたちの意見		
前橋市をどんなまちにしたい？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>しあわせ</b> であふれる</li> <li>・ <b>楽しい</b> まち</li> <li>・ <b>みんなの笑顔</b> であふれるまち</li> <li>・ <b>みんなが夢</b> に向かってがんばれるまち</li> <li>・ <b>やりたいこと</b> ができるまち</li> <li>・ <b>自分らしく</b> 生きられるまち</li> <li>・ <b>いじめのない</b> 市</li> <li>・ <b>差別なく公平に</b> 過ごせるまち</li> <li>・ <b>命を大切に</b> できるまち</li> <li>・ <b>困っている人</b> が支援を受けやすいまち</li> <li>・ <b>みんなが</b> おいしいごはんを食べられるまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どこにいても <b>安心</b> できる市</li> <li>・ <b>治安</b> が良い市</li> <li>・ <b>みんなが安心</b> して過ごせる <b>犯罪のない</b> まち</li> <li>・ 車の <b>交通事故の心配がない</b> 市</li> <li>・ (事件・事故がない) <b>安全</b> なまち</li> <li>・ <b>災害のない</b> まち</li> <li>・ <b>自然</b> を守るまち</li> <li>・ <b>緑がいっぱい</b> な市</li> <li>・ 排気ガスが少ないまち</li> <li>・ 絶滅危惧種を大事にするまち</li> <li>・ 人と動物が共存できるまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストレスがない市</li> <li>・ <b>SDGs</b> が達成できる市</li> <li>・ 観光ランキングNo.1の市</li> <li>・ 学べるまち</li> <li>・ いろんな仕事につきやすい市</li> <li>・ ルールがあるまち</li> <li>・ 協力するまえばし市</li> <li>・ 色々な場所に行きやすいまち</li> <li>・ スーパーやコンビニが近くにあって生活しやすいまち</li> <li>・ 本を守るまち</li> </ul>

変更前



変更後



第4章  
計画の推進

- 1 施策体系
- 2 推進体制
- 3 進捗状況の管理

- 1 施策体系
- 2 推進体制
- 3 進捗状況の管理

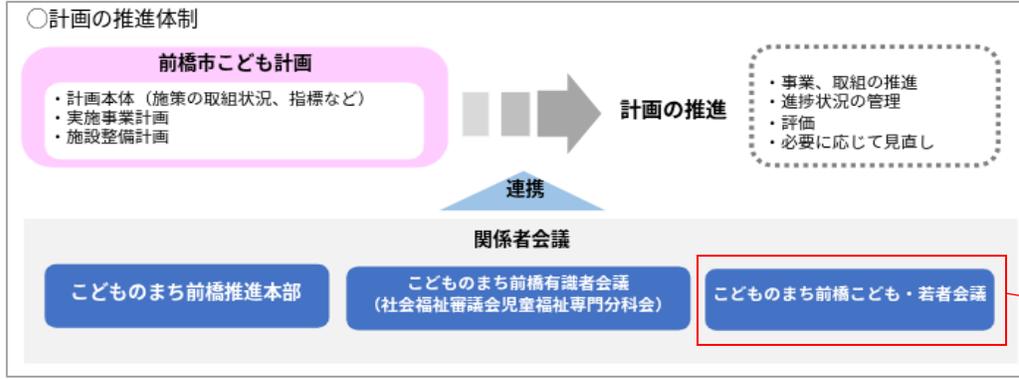
## 第4章

### 1 施策体系

●本計画は基本理念の下に3つの基本目標、12の施策の柱を定めて取組を推進します。



基本目標の下に施策の柱を定めて、施策の柱ごとに具体的な取組、事業をまとめている



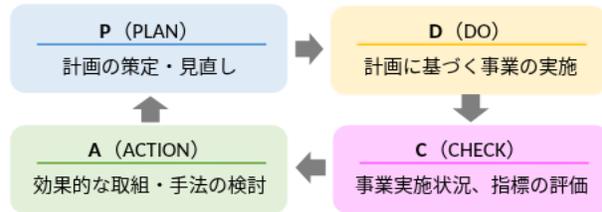
「若者会議」をR8年度から「子ども・若者会議」に変更し、現在の大学生委員に加えて、新たに高校生にも委員として参加してもらう予定。  
 ■人数：14名（高校生7名、大学生7名）

## 第4章

### 3 進捗状況の管理

- 本計画の進捗状況については、基本目標ごとに定めた成果指標によって評価を行います。
- また、事業実施計画に位置づけた各取組については、毎年度、実施状況の取りまとめを行い、成果指標とともに「子どものまち前橋有識者会議（社会福祉審議会児童福祉専門分科会）」、「子どものまち前橋子ども・若者会議」へ報告し、その結果を市ホームページ等で公表します。
- 本計画は4年間の計画期間で策定していますが、取組の実施状況や効果の検証、社会情勢の変化などに柔軟に対応していくため、必要が生じた場合は計画の見直しを行います。

○PDCAサイクル



○年度ごとの進捗管理イメージ



(毎年度実施予定)  
 ・各事業、取組の実施状況の把握  
 ・事業実施計画の更新  
 ・成果指標による評価の実施

## 2. 総論(計画の名称について)

計画の名称を考えてみよう!  
(どんなまちにしたいかを検討後)

A

のびのび育つこどもの  
ミライつくります。前橋



B

こどもも幸せに暮らせる  
前橋市スマイル計画



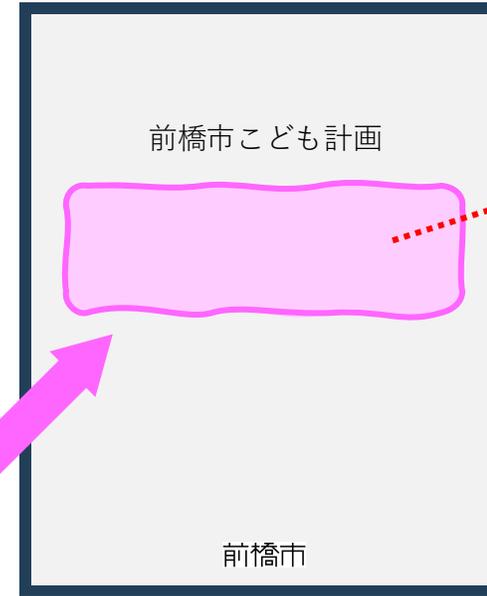
地域をより良く!  
まえばしこどもにここに計画

C



R7.8.24

まえばしこどもワークショップ  
～こどもの笑顔があふれるま  
ちって、どんなまち?～



■サブタイトルとして表示

※こどもたちが考えたという経緯を  
裏表紙などにワークショップの様子  
も合わせて紹介予定

※デザインは別途検討中

～サブタイトルの決定方法～

■ パブリックコメントで選択肢として意見を聴く

↓

■ 最多得票の案を軸に、3月の検討会議で最終決定

※パブコメの意見や若者会議での検討を加味し、必要に応じて文言を修正する

↓

■ 決定

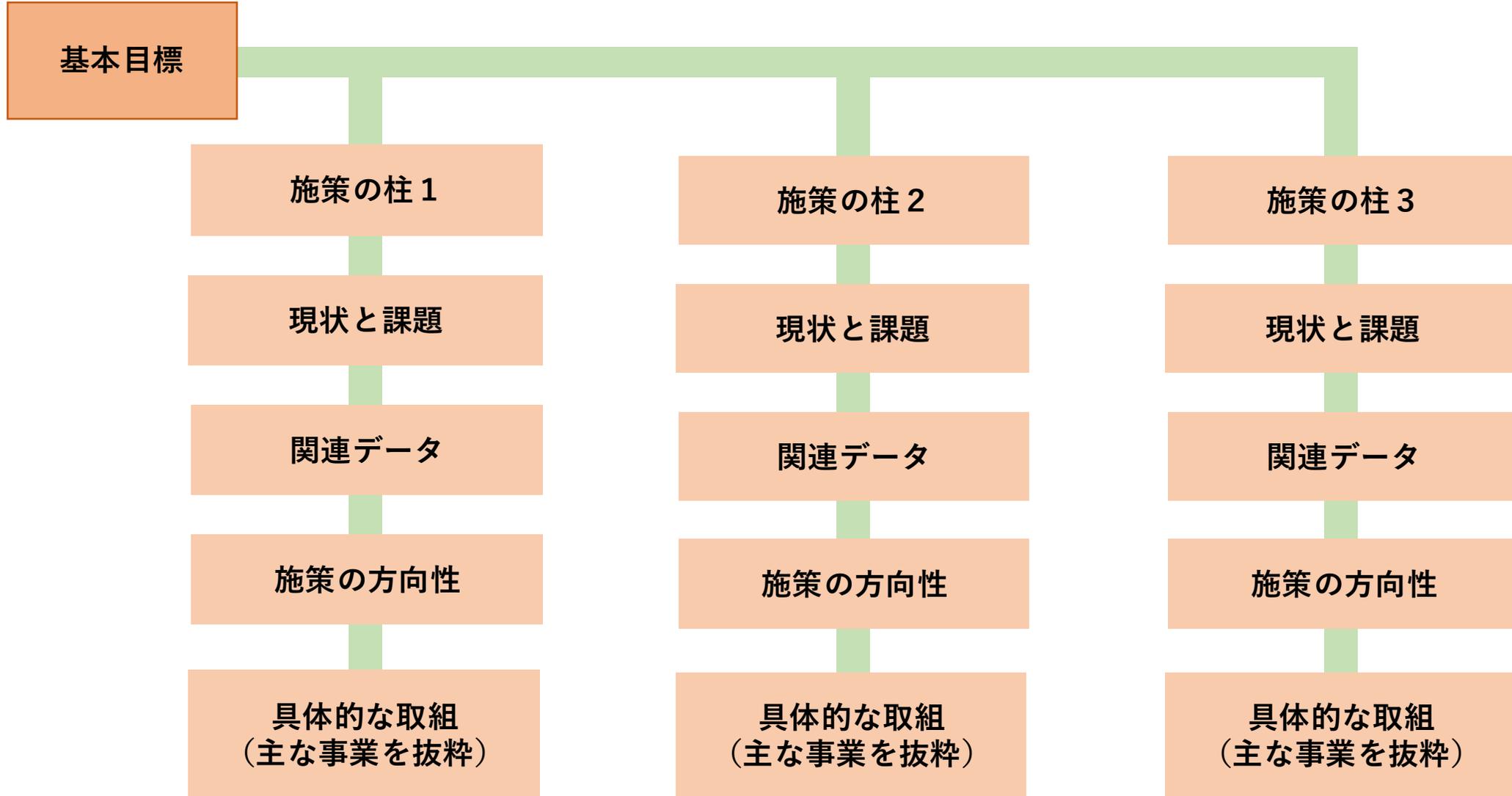


## 第5章

### 基本目標に基づく施策の取組

- 1 施策の展開
  - 【基本目標1】
  - 【基本目標2】
  - 【基本目標3】
- 2 成果指標と目標値

◆各論（施策の展開）の構成 「基本目標」－「施策の柱」ごとに構成



## I 施策の展開

本計画の施策体系に基づき、施策の柱ごとの現状と課題をふまえ、それぞれの施策の方向性を定めて個別の取組を推進していきます。

なお、社会情勢や国の動向の変化に柔軟に対応していくために、具体的な事業や取組は「事業実施計画」として計画の別冊にまとめ、毎年度更新していくこととします。また、関連する施設の整備などについても「施設整備計画」として同様に別冊にまとめています。

### 基本目標I

子どもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現

【施策の柱1】 子どもの権利の普及促進

【施策の柱2】 子どもの意見表明と社会参加の促進

## 基本目標I

### 【施策の柱1】 子どもの権利の普及促進

※主な事業の例

#### ◆子どもの権利の周知啓発

##### ▶『前橋市子どもの権利の日関連事業』

- ・子ども基本条例で規定する「前橋市子どもの権利の日（11/20）」に合わせて、子ども基本条例及び子どもの権利を普及するための事業を実施（子ども政策課）

### 【施策の柱2】 子どもの意見表明と社会参加の促進

※主な事業の例

#### ◆子どもの意見を聴き、施策に生かしていく取組

##### ▶『子どもの意見聴取』

- ・子どもが社会に主体的に参加できるよう、子どもが意見を表明できる機会を創出（子ども政策課）

### 3. 各論(第5章 基本目標に基づく施策の展開)

#### 基本目標2

こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

##### 【施策の柱1】 ライフステージ共通の支援

- (1) 切れ目のない保健、医療の提供
- (2) 健やかな成長、豊かな人生に繋がる経験
- (3) 誰もが安心して暮らせる社会の実現
- (4) 環境・施設の整備
- (5) デジタル化の推進

##### 【施策の柱2】 こども・若者への支援 【乳幼児期・学童期・思春期・青年期】

- (1) 乳幼児期(乳幼児)
- (2) 学童期・思春期(小学生・中学生)
- (3) 思春期・青年期(高校生世代)
- (4) 青年期(大学生世代・若者)

##### 【施策の柱3】 子育て当事者への支援

- (1) 妊娠
- (2) 出産
- (3) 子育て
- (4) 仕事と子育ての両立

##### 【施策の柱4】 こども・若者や家族の状況に応じた支援 【特性や困難な状況を抱えた方】

- (1) 障害、病気(慢性疾病、難病等)
- (2) ひとり親家庭、貧困
- (3) 虐待、ヤングケアラー、社会的擁護
- (4) いじめ、不登校、ひきこもり、自殺
- (5) 外国人、外国にルーツを持つこども

#### 基本目標2

##### 【施策の柱1】 ライフステージ共通の支援

※主な事業の例

#### ◆こどもの成長に応じた切れ目のない支援

##### ▶『母子保健のデジタル化』

- ・国が進める全国共通の母子保健の情報基盤（PMH）との連携により、電子版母子健康手帳を活用した、スマートフォンでの問診・健診結果の即時確認やプッシュ型支援等について検討を行う（こども支援課）

#### (4) 環境・施設の整備

「環境・施設の整備」は、「施設整備計画」として別冊で作成

※主な事業の例

#### ◆こどもや子育て関連施設における施設整備や改修の取組

##### ▶『公立保育所設備更新』

- ・入所児童の安全で快適な保育環境を確保するため、公立保育所の空調設備やトイレの改修等を行う（こども施設課）

### 3. 各論(第5章 基本目標に基づく施策の展開)

#### 基本目標2

子どもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、子どもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

#### 【施策の柱1】 ライフステージ共通の支援

- (1) 切れ目のない保健、医療の提供
- (2) 健やかな成長、豊かな人生に繋がる経験
- (3) 誰もが安心して暮らせる社会の実現
- (4) 環境・施設の整備
- (5) デジタル化の推進

#### 【施策の柱2】 子ども・若者への支援 【乳幼児期・学童期・思春期・青年期】

- (1) 乳幼児期(乳幼児)
- (2) 学童期・思春期(小学生・中学生)
- (3) 思春期・青年期(高校生世代)
- (4) 青年期(大学生世代・若者)

#### 【施策の柱3】 子育て当事者への支援

- (1) 妊娠
- (2) 出産
- (3) 子育て
- (4) 仕事と子育ての両立

#### 【施策の柱4】 子ども・若者や家族の状況に応じた支援 【特性や困難な状況を抱えた方】

- (1) 障害、病気(慢性疾病、難病等)
- (2) ひとり親家庭、貧困
- (3) 虐待、ヤングケアラー、社会的擁護
- (4) いじめ、不登校、ひきこもり、自殺
- (5) 外国人、外国にルーツを持つ子ども

#### 【施策の柱2】 子ども・若者への支援 (乳幼児期・学童期・思春期・青年期)

※主な事業の例

#### ◆多くの学びや豊かな人生につながる体験活動の提供

#### ▶『部活動の地域展開』

- ・部活動を行わない週休日における「中学生・多様な学びの日」の実施、中学生の地域クラブの立ち上げサポート、前橋市まちづくり公社と連携した「まえばしスポーツ・文化クラブ」登録制度の活用など、部活動の地域展開を推進(学校教育課)

#### 【施策の柱3】 子育て当事者への支援

※主な事業の例

#### ◆子育て当事者が心身ともにゆとりを持って子どもと向き合えるよう 心理的、経済的負担を軽減する取組

#### ▶『地域子育て支援事業』

- ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児等通園支援事業等の各種事業の充実に取り組み、在宅で子育てをしている家庭を支援する(子ども施設課)

#### ▶『学校給食費無償化』

- ・市立小中学校及び特別支援学校における学校給食費を無償化し、保護者の負担軽減を図る(教育委員会事務局総務課)

## 基本目標2

子どもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、子どもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

### 【施策の柱1】 ライフステージ共通の支援

- (1) 切れ目のない保健、医療の提供
- (2) 健やかな成長、豊かな人生に繋がる経験
- (3) 誰もが安心して暮らせる社会の実現
- (4) 環境・施設の整備
- (5) デジタル化の推進

### 【施策の柱2】 子ども・若者への支援 【乳幼児期・学童期・思春期・青年期】

- (1) 乳幼児期(乳幼児)
- (2) 学童期・思春期(小学生・中学生)
- (3) 思春期・青年期(高校生世代)
- (4) 青年期(大学生世代・若者)

### 【施策の柱3】 子育て当事者への支援

- (1) 妊娠
- (2) 出産
- (3) 子育て
- (4) 仕事と子育ての両立

### 【施策の柱4】 子ども・若者や家族の状況に応じた支援 【特性や困難な状況を抱えた方】

- (1) 障害、病気(慢性疾病、難病等)
- (2) ひとり親家庭、貧困
- (3) 虐待、ヤングケアラー、社会的擁護
- (4) いじめ、不登校、ひきこもり、自殺
- (5) 外国人、外国にルーツを持つ子ども

## 【施策の柱4】 子ども・若者や家族の状況に応じた支援 (特性や困難な状況を抱えた方)

※主な事業の例

### ◆困難を抱える子ども、若者、子育て当事者を支援するための体制の整備、相談窓口などの取組

#### ▶ 『医療的ケア児等支援事業』

- ・ 保育関係施設への入所を希望する医療的ケアを必要とする児童が、必要な保育の提供を受けることができるよう、ガイドラインの整備や医療・保護者・関係機関等との連携強化に取り組む(子ども施設課)
- ・ 医療的ケアを必要とする幼児、児童生徒が在籍する学校等に看護師を配置し、医療的ケアを行う(教育支援課)
- ・ 医療的ケアを必要とする障害児に対し、看護師が配置されていない通所施設、作業所、保育所、学校等において、訪問看護師が経管栄養、痰の吸引、導尿等を行う(障害福祉課)

## 基本目標3

こどもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

【施策の柱1】 保育・教育現場の取組

【施策の柱2】 官民連携・協働

【施策の柱3】 地域での活動

【施策の柱4】 安全・安心に成長できる環境の整備

【施策の柱5】 こどもの居場所づくり

【施策の柱6】 相談体制の充実

## 基本目標3

### 【施策の柱1】 保育・教育現場の取組

※主な事業の例

#### ◆保育・教育の質の向上や連携を図る取組

##### ▶『保幼小連携事業』

- ・児童が保育・幼児教育から小学校教育へ円滑な移行ができるよう、保育・幼児教育関係施設と小学校の連携を深め、こどもの育ちや学びを共有するための研修等を実施（教育支援課）

### 【施策の柱2】 官民連携・協働

※主な事業の例

#### ◆民間企業や地域団体と連携した取組

##### ▶『ミライバシ』

- ・前橋市近郊の高校生を対象に、仕事と学びのつながりや多様な企業を知る機会を提供し、将来の地元就職、Uターン就職につなげるための体験型イベントの実施（産業政策課）

#### 基本目標3

子どもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

【施策の柱1】 保育・教育現場の取組

【施策の柱2】 官民連携・協働

【施策の柱3】 地域での活動

【施策の柱4】 安全・安心に成長できる環境の整備

【施策の柱5】 こどもの居場所づくり

【施策の柱6】 相談体制の充実

#### 【施策の柱3】 地域での活動

※主な事業の例

◆地域において子どもや若者が主体的に参加できる事業や子育て支援事業などの取組

▶『まえばし子どもアイデアまちづくりプロジェクト』

- ・参加する子どもたちに自由な発想でまちづくりアイデアを考えてもらい、実施から報告まで子どもたちに行ってもらう事業  
こどもが市民活動や地域に触れるきっかけが生まれる  
(市民協働課)

#### 【施策の柱4】 安全・安心に成長できる環境の整備

※主な事業の例

◆防災・防犯等への対策を身につける講座、子どもや若者の非行防止や犯罪被害防止のための取組

▶『デートDV講座』

- ・男女交際の若年化が進むなか、交際相手からの身体的、精神的、経済的暴力のことで誤った認識によるトラブルや性被害などにあわないよう講座を実施 (共生社会推進課)

#### 基本目標3

子どもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、市全体で子どもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

【施策の柱1】 保育・教育現場の取組

【施策の柱2】 官民連携・協働

【施策の柱3】 地域での活動

【施策の柱4】 安全・安心に成長できる環境の整備

【施策の柱5】 こどもの居場所づくり

【施策の柱6】 相談体制の充実

#### 【施策の柱5】 こどもの居場所づくり

※主な事業の例

◆小学生が放課後などに過ごす居場所や中学生、高校生の学習の場などの居場所づくりの取組

##### ▶ 『前橋市高校生学習室』

- ・ 高校生のための自主的な学びの場を提供  
相談や情報共有、仲間づくり、社会参加を通じて自立心、地域愛を育む事業や、多様性を育み、総合成長を促進し、次世代を担う人材育成に関する事業を実施 (生涯学習課)

#### 【施策の柱6】 相談体制の充実

※主な事業の例

◆妊娠・出産・子育ての不安や心配ごとの相談、学校や家庭の悩み相談等に関する事業、様々な相談機関の周知に関する取組

##### ▶ 『こども家庭センターの充実』

- ・ すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関  
母子保健と児童福祉に係る情報共有や支援方針を検討する会議の実施など連携を強化していく (こども支援課)

## 第5章 -成果指標と目標値-

### 2 成果指標と目標値

本計画の計画期間(令和8年度から令和11年度まで)の間に、本市のこどもや若者、子育て当事者などへの支援の状況がどのように進んでいるのかを把握するため、成果指標と最終年に達すべき目標値を設定します。

#### ■基本目標1

##### 【施策の柱1】 こどもの権利の普及促進

成果指標	現状 (令和6年度)		目標値 (令和11年度)	確認
	小学生	中学生	高校生	
1 「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	小学生	74.6%	現状維持	*
	中学生	68.3%	70%	*
	高校生	71.4%	現状維持	
2 前橋市こども基本条例の認知度	小学生	— ※1	30%	*
	中学生	— ※1	30%	*
	高校生	— ※1	30%	
	大人	— ※1	30%	

※1 令和8年4月施行のため現状値なし

※「確認」欄に\*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

##### 【施策の柱2】 こどもの意見表明と社会参加の促進

成果指標	現状 (令和6年度)		目標値 (令和11年度)	確認
	小学生	中学生	高校生	
3 「社会のために役立つことをしたい」と思うこどもの割合	小学生	90.6%	現状維持	*
	中学生	90.6%	現状維持	*
	高校生	88.8%	現状維持	
4 こども・若者が意見表明をする機会の開催回数と述べ参加者数	— ※2		100人	

※2 令和6年度の現状値なし

※「確認」欄に\*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

### 成果指標と目標値の設定

- ・【基本目標－施策の柱】ごとに計画最終年における成果指標と目標値を設定(全45項目)
- ・こども大綱(国)、ぐんまこどもビジョン2025(県)のほか、関連する本市の計画の指標を参考に設定
- ・成果指標(目標値)は、最終年に確認する項目のほか、毎年度実績を把握することが可能な項目も設定

### 進捗状況の確認と評価

#### 【計画期間最終】

- ・計画期間終了後において、設定した目標の実績値を集約し、評価・検証を行う

#### 【計画期間中】

- ・毎年度実績を把握することが可能な項目(主に定量的目標値)は、年度ごとに実績値を取りまとめて進捗状況を確認
- ・別冊として毎年度作成する「事業実施計画」の各事業の取組状況を参照しながら計画の進捗状況を管理する

#### 【共通】

- ・「こどものまち前橋有識者会議」及び「こどものまち前橋こども・若者会議」の意見を聴くとともに、「こどものまち前橋推進本部」で課題を共有しながら、計画の進捗状況を評価・検証するとともに、必要な見直しを実施

# 4. 今後の進め方(策定スケジュール)

